

前田の《ちょっと経営を考えよう》第 314 回

あつというまに 9 月になりました。ほんとうに 1 年が過ぎるのは早いですね。皆様の目標の達成状況はいかがですか？

ところで、最近の経営に関する問題は、たぶん

(一) に人手不足にいかに対応するか？

(二) に働き方改革が推進されているけれど、実際は何をしたら良いのか？

といったところが大きいのではないかと思います。

特に (二) の働き方改革ですが、ポイントは「効率的な働き方で、社員の残業時間をいかに削減するか？いかに有給休暇の取得を促進するか？」などが焦点でしょう。

しかし、効率性を求めすぎて、お客様との信頼関係の構築を怠ってしまったら、元も子もありません。また、あまり残業手当を減らして、社員の給料が減少するのも問題です。我々中小企業にとって、大変大きな問題を含んでいます。

また、今はバブル期並みの人手不足の時代となっていますので、やはり社内の現有人資源で仕事をこなすよりほかはありません。いきおい効率性を要求されますね。

こうなると、技術力のアップ、不良率の削減、上手な外注管理、準備力の向上（生産分野も営業分野も必須です）などが、大変必要になってきます。さすれば必然的に生産性も上がり、労働分配率（賃金分配率）も上がります。

結局、経営者・社員が共に考え、努力し、実行していかなければ、効率性はUPしない、という事ですね。

お互い頑張りたいものです。

前田の《今人生を語る》第 219 回

めざめよ日本人 (141)

「将来の日本はどうか？」

例えば、あと 30 年後を想定しますと、北海道・沖縄をはじめとした国土の大半が中国人の物となり、国内では中国人等の支持勢力（共産党他いくつかあります）に国内を占領され一特に在日外国人の国政参加法が通れば必ず、ですね、その一方の日本国民の数は 8,000 万人に減少しているでしょう。

このため、GDP は大幅に減少するとともに国の借入金も返すことができなくなり、国防も思うに任せず、いよいよ日本の終わりが始まります。

という、恐いシナリオが実際に実現しそうですね。

我々は将来に備えて何をしていけば良いと思われませんか？！

平成 29 年度の税制改正では「人口減少、少子高齢化を背景とする経済社会の構造変化を踏まえた個人所得課税改革」を目的としていくつかの改正が行われています。今回はその中から主要なものをピックアップしてご紹介させていただきます。

1. 配偶者控除・配偶者特別控除の見直し

働きたい人が就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点から配偶者控除・配偶者特別控除の見直しが行われました。この改正は平成 30 年分以後の所得税から適用されます。

① 納税者本人の受ける控除額

配偶者控除は、所得控除額 38 万円の対象となる配偶者の給与収入の上限が 150 万円に引き上げられます（現行では対象となる配偶者の給与収入の上限は 103 万円）。また、配偶者特別控除は、段階的に控除の金額が減額され最終的に控除が受けられなくなる給与収入の上限が 141 万円から 201 万円に変更されました。

② 納税者本人（配偶者控除の適用を受けようとする）の所得制限の導入

配偶者控除等の適用される納税者本人に収入制限を設けることとし、所得が一定を超える場合には控除額が逡減・消失する仕組みが導入されます。

2. 積立NISAの創設

現行のNISAが積立型の投資に利用しにくいことを踏まえ、家計の安定的な資産形成を支援する観点から、少額からの積立・分散投資を促進するための「積立NISA」が創設されました。積立NISAは現行NISAといずれかを選択して適用する事ができます。

制度	現行NISA	積立NISA
対象者	20歳以上の居住者等	居住者等
非課税投資枠	年間 120 万円	年間 40 万円
投資可能期間	平成 26 年～平成 35 年	平成 30 年～平成 49 年
非課税保有期間	5 年間	20 年間
非課税投資総額	120 万円×5 年=600 万円	40 万円×20 年=800 万円
投資対象商品	上場株式、公募株式投資信託、ETF（上場投資信託）、REIT（不動産投資信託）など	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託
投資方法	通常取引による買付け	契約に基づく定期かつ継続的な方法による買付け

※ 譲渡損失については現行NISAと同様になかったものとみなされるため、特定口座や一般口座との損益通算や、譲渡損失の繰越控除は不可となります。

3. 上場株式等に係る配当所得等の個人住民税の課税方式の選択

上場株式等の配当等に対する課税方式は、①総合課税、②申告分離課税、③源泉分離課税（申告不要）の 3 つの方式がありますが、所得税と住民税で異なる課税方式の選択できることが明確化されました。この制度を利用するメリットとしては、所得税では申告分離課税を選択し損益通算や繰越控除を利用する一方で、住民税は申告不要制度を選択し国民健康保険料等の増加を抑えられるといったケースなどが考えられます。

改正前	改正後
個人住民税の申告書の提出前に確定申告書が提出された場合、確定申告書の提出を個人住民税の申告書の提出とみなす。 →所得税の課税方式に統一	確定申告書と個人住民税の申告書が両方提出される場合、市町村が納税義務者の意思等を勘案できる。 →所得税と異なる課税方式も可能

